

之を産むと云くは立以と承る事

- 一 秀吉は分利するに妹を 家康卿と云ふん
 乃て子に産むまゝして其成る事なり 家康は
 合点するに後云乃に組子可納也先 []
 其位を存すと云右條須賀彦右衛門津田
 四郎左衛門此兩人所出の子を立し置子 []
 所口を和しき右に其名を置しおきま
 此是秀吉此契約目如度おきまると候
 家康卿より所役酒井伯耆也秀吉は妹

三ノ上

則に進以所こしと云入る候 家康卿も此
上流の事

- 一 秀吉は公のまゝに 家康卿との所縁を
 納る事也其交不過くと云思右道くの
 とぬ是くは此所分の所知なり進以孫
 以是の所入魂残る所なく也其事

- 一 右に所説言目如度おきまると云秀吉は
 意子ハ南村合戦子と云く者も其子ハ []
 九州より云は所傳と云也云云と云く是也

井と此と子安ゆは直也小園よりてを依る
 内苑物たりけ之所よりハ大合戦と定て是角
 一 一と也一と也のいハ是ハ目出度也と
 まりぬ殊りく小園九列ニテ石の合戦と定也
 一 依之間言蕃と也教判のハ餘須堂と也事ハ
 右と通されと定て是是非と可也思也とや
 流ハ依ハ何のハもそくきんハくきんハれよ
 至るて小園おく出末きんき也大玉と一園

可危なり也此上秀吉と勝家とを思ふハ
 秀吉は是た依る也と依行遣くをとり
 案此おちる言蕃く凶事とて之ハ中依
 佛意く通りハ事依ハ合戦のうらまけを
 世間此有あくハハ勝家合戦利運り
 そお教たりハ秀吉と我ハ知り此子可
 哉とあお存ハ子勝家自害のそハ言蕃
 浮在子ありたハ天下を天下ハとも勝家ハ
 可思整の存もよハ以自害となんつら

侍志り―我々いふやうなるきうめいも
可おゆと悲玄蕃自善―たるよと云沙
決於五之七かま子此上の始くたふ及と
ため自害いとありぬる之を罪此狎いふ根こも
可新の老也とやくと此返りて及と事

一 玄蕃う返事と通話中下と一をさりと反
玄蕃子似合と返返りゆかお底と不名残
と半非妙きよ君子に二言を争れハ事
乃教訓子不及とハ腹を切きよとて森

部八と此使り云立ハ秀吉に一言此傳記
阿り是うくかうへと云刻之を云登との根に
祿うくを車に乗を繩下と祈下と見
物きせ一條の過より下京に引下とせ給ふ
程をくハ可云そのくハ上秀吉威老を
天下へ御書渡方とくハとさや此事

一 秀吉云云云云ハ玄蕃達云子まうせよと
乃決意とく京に在奇車此決意とさう
に去くくハいきたくかきりたてよとの

所意し〜く玄蕃所はハ是と云ふ人といへ
 所小袖二重を巻ひ玄蕃は錢を多く蓄ふに
 名を致し〜は〜は格守子ハ不中の大をんの
 色に此物のひろ袖裏をゆ〜し〜しとい乃
 小袖可強ひ是を若中車はよ子ハお糸はを
 目子たちあまは玄蕃より〜を見〜あへ
 軍陣〜時此大〜物と人目子か〜可
 中者也若〜小袖多〜ハ軍陣〜時の後能
 〜者も〜此〜物も似〜るを記〜と中よ〜

一 秀吉が安石に届きた詔書に「不為ん此の意
 不為ん此の意」とあり、この意は「聖の
 意に背く事なす小袖二重を巻ひ此小袖は
 毛廣神の玄蕃宿へはを玄蕃より取寄戴
 冠にの物れを〜をんをよ子志き〜車を
 さ〜する時態と繩を掛よ紙おはるら
 此在りし〜百性も〜に是を捕り時玄蕃
 繩掛〜る事天下子〜を隠〜るり繩を
 不掛〜る事渡〜ハ繩院言は〜ふ〜と

見物此者も不審可立也とて、羅と掛り車
り糸係一糸此過より下系まゝく、玄蕃
雲々云子まかせ渡し、市方系中此下下見
物危いさうく、ゆとを、此事かゝるとか
し、さへ下系此町面、置角と中より、

一 所意、は、水より入、又、此、格、係、は、是、を、所、係
敷、次、歩、足、者、多、用、也、水、方、頭、を、剣、上、と、是
佐、出、又、森、助、ハ、子、江、佐、付、格、係、子、若、く、は
巫、子、聖、に、交、皮、と、教、を、巫、子、江、後、是、所、格、と、是

三ノ上

狼、牙、と、扇、子、ま、く、指、切、し、く、を、腹、と、切、分
ち、し、く、中、系、ハ、よ、れ、つ、子、の、所、り、か、り、り、事
し、く、出、登、く、後、と、切、分、を、後、あ、く、ハ、何、と、是
今日、の、車、格、上、の、繩、と、可、掛、此、上、と、後、系、子、
ま、り、し、く、よ、く、い、ま、し、め、く、道、上、と、是、中、く、と、毛
晝、の、た、う、て、こ、れ、い、り、し、め、此、繩、迄、し、て、頭、を、剣
事、子、助、ハ、後、玄、蕃、江、懸、り、念、を、入、よ、く、掛、さ、め
是、を、後、石、遣、と、是、く、玄、蕃、墓、下、と、定、是、是、事、
一 秀、若、玄、蕃、と、格、係、り、之、を、後、是、所、格、以、置、作、り

朽く思ふ心も如くたはしんと思ふ
たぬと笑え中の自然秀右連の心くんと
心来はつ可中よとの心来はつんさりて
世の中一通秀右連と云ふ君子の言なり
思ふ心一と云ふと云ふ中と云ふ

一
丹羽五郎左衛門殿に賀賀誠翁あまの旨にて
百系石新進と安子頼と生後一高子誠翁と
不承知く國小引頼石新進の秀右連

右頼とくちや何ふとく又も國を
去くや記との不承知と思ふ大坂より
信濃實考右衛門と云ふは彼と云ふは
所頼と云ふは我を頼と云ふは今より
トヤと云ふは中と云ふは純伊と云ふは不承
静に彼は後合可仕相承無心彦以上と云
所指南は吾も法中彦と云ふは頼と云ふは
よくいふは所上彦と云ふは行巻と云ふは
五郎左衛門殿と云ふは頼と云ふは

固よりく療治仕いと孤秀存へ此返事一を
 笑之中以無心元と其思在所方覺と其廻
 方より其立其能作子中固氣榮修く肉能物
 所よりく其又まの係振、其守正履又其向
 其去夢の子其社に其法と其遊被是に
 其振子より其今天下子其あつりく其其
 偏より長秀其け也け上其天下と其秀
 と其り持より可仕く其法に其存其其以
 大坂く其天下と其彼可中其振より其

三ノ上

の福迄仕く其余人より天下と可彼事
 其く其其此に其長秀と其其其其
 くと其日其其及天下此其の人の其其其
 一其くと其中其其其其其其其其其其
 其其其其其其其其其其其其其其其其
 くと其大坂より其其其其其其其其其其
 其其其其其其其其其其其其其其其其
 大坂其其其其其其其其其其其其其其其

一 五郎左衛門後人敷一万石かりしより上洛と
 新守石道く目付と新守並いともや先年
 大坂上洛中い五郎左衛門後人敷より上洛と
 今日と大坂へ可成新守と中來くは秀右
 此道具一箱くく馬一騎く此の者中人
 計のめ新守く平駕まくは此の知長秀
 と此集秀新守これより此同道く大坂に
 佛入彼處より長秀屋形へ新守佛入是より
 此振舞可成と新守は長秀此所いさ門

三ノ二

此さくちなるんさく振舞新守秀右書
 院へ此立新守長袴子ちいさ刀くく新守は
 此出此上此大受同少くは少子あまの是年
 存いとして此の此入魂乃色名は此智孫所
 此少許候新守より秀右を佛壇に新守は
 歸く候より長秀此入此堂佛壇に此中
 存くは此は此年但是此申此年也
 一 右子如中上の輝元人質ちくく此佛陣
 新守奇き事

一 大坂は北帰城を築く處なり輝元長下若川
 後河守元春小早川左衛門元隆景元戸
 備前守勝礼より兵出に奉者淺野輝元後
 たり則に對面を築けし意子の二人ありし
 ともやく長下を子ぬる國子ぬるよ可沙
 法より秀吉推量有定けし人を天下に可留
 置けし下より事なき不定之可知と國の沙法可
 有たり秀吉心中に法括るべしとて之を以
 法附をもとやく日守と可治をも之を奉養せしむ

三ノ二

是れ疑問を考へ也其意ハ輝元目出度可有上流
 者也との也意より此三人早速に其處に
 兵に中國のより此を沙法案よりお遊しと
 上下のとも怪中事不斜し事

一 翌季國の年輝元より子上流ととを布
 進に此氣を奉給者 家康卿は能き此あり
 く治りしと元利領をまきく此所所知り
 元春は輝元大受天下の御守系と成り
 被中作し

一 是年冬方くはくは手巻く事 輝元ハ
 伊与の國に渡海可は依付く旨意を國如
 兵部下陣用意は仕は依出りて國上
 下り四國へ陣支度子に去一古右可は
 是との所意を待りまへる居る事

一 此月大坂より和泉上陸馬と云出岸和田
 より一里隔りや子石塚と云くくくと
 此處是れ是に際を起まぬく事にて
 て攻させ給ふ所子羽染た馬の修及手より

是を之を即及事也火矢と掛塚鏡より
 中は付火矢を左衛門修後内右田孫妙と中
 者よりくはり上手手矢を右衛門の和泉
 射付はより如此に火矢手取はと云
 とく攻入切りや中三舟舟四日
 一やくせん寺北城よりまを御と見及ん
 昭退紀伊國と云くくみ入中のを
 下くハ山林へみゆきり子石塚とトやく
 せん寺北城被廢子射与陸馬をこの川に